

## 糸魚川市雇用調整助成金申請費補助金交付要領

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国の雇用調整助成金（※）を受けようとする市内事業者に対し、その申請書類の作成を委託した場合に要した費用の一部を補助します。

※雇用調整助成金…事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの（緊急雇用安定助成金を含む。以下総称して「雇用調整助成金」という。）。

### 2 補助対象者

市内に主たる営業所（本社・本店）を有する中小企業・小規模事業者、個人事業主等  
※納期限の到来した市税を完納している事業者に限ります。

### 3 補助対象経費

雇用調整助成金の申請（計画届を含む。）に要した社会保険労務士への委託料  
※新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する雇用調整助成金の申請に限ります。

### 4 補助金額

補助対象経費の2分の1の額とし、10万円を上限とします。  
※1,000円未満は切り捨てます。

### 5 補助回数

1事業者につき1回限りです。

### 6 申請期間

令和2年4月27日（月）から令和3年6月30日（水）まで

### 7 提出書類

- (1) 糸魚川市雇用調整助成金申請費補助金交付申請書兼実績報告書
- (2) ハローワーク糸魚川に提出した雇用調整助成金申請書類一式の写し
- (3) 社会保険労務士への申請事務の委託に係る領収書の写し
- (4) 振込先がわかる書類（預金通帳等）の写し

### 8 提出方法

下記の提出先に郵送で提出してください。

※新型コロナウイルス感染症予防の観点から、窓口での申請手続による密集・密接を防ぐため、ご理解とご協力をお願いします。

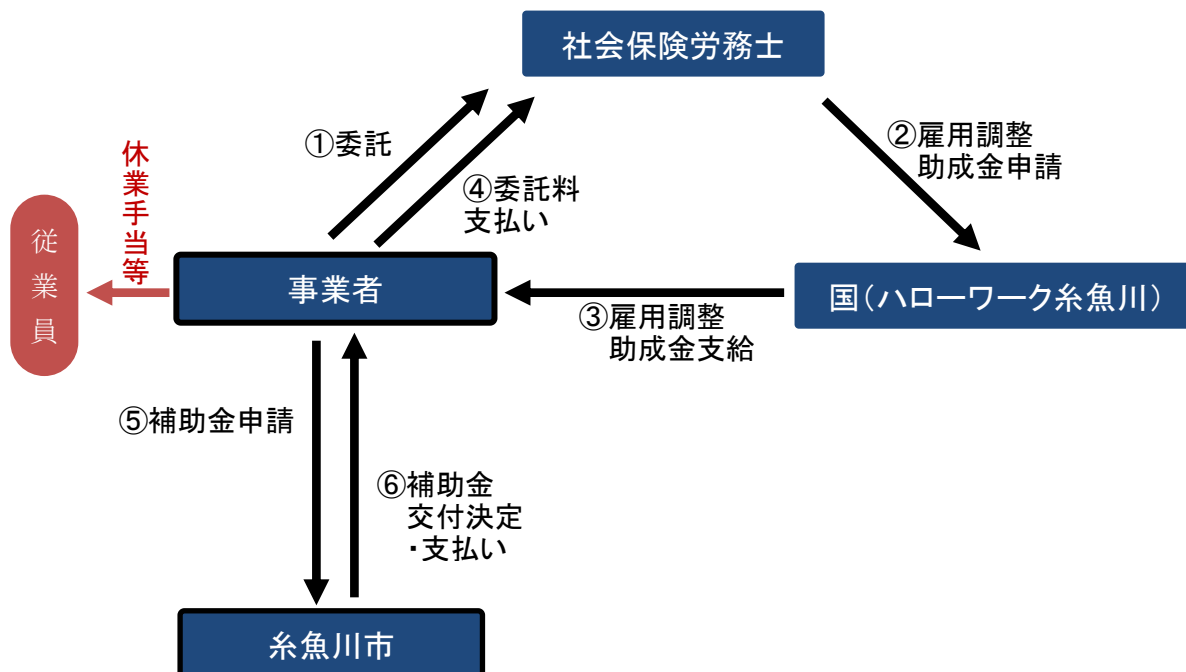
**【提出先】 〒941-8501 糸魚川市一の宮 1-2-5 糸魚川市役所 商工観光課行**

## 9 問合せ先・担当

糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援室 商工労政係

電話番号：025-552-1511（内線：2313） FAX 番号：025-552-7372

## 10 補助金申請の流れ



## 11 補助金に関するQ&A

Q 1：糸魚川市内に支店や営業所等の事業所はあるが、本社は糸魚川市外にある。この場合、対象となるか？

⇒対象となりません。本社所在地が糸魚川市の事業所が対象となります。

Q 2：雇用調整助成金の申請手続はどのようなものか？申請から支給までどのくらいの期間を要するのか？

⇒詳しくはハローワーク糸魚川にお問い合わせください。

【問合せ先】ハローワーク糸魚川 電話番号：025-552-0333

Q 3：雇用調整助成金の申請をしたが、支給されなかった場合は対象になるか？

⇒本補助金は、対象者を「雇用調整助成金を受けようとする市内事業者」としています。万が一雇用調整助成金が支給されなかったとしても、申請を行った方は対象となります。

Q 4：市内に「社会保険労務士」は何人いるのか？それは誰なのか？

⇒「新潟県社会保険労務士会」がホームページで名簿（所在地・電話番号）を公開していますので、そちらをご覧ください。

Q 5：補助金申請から補助金が支払われるまでどのくらいかかるのか？

⇒10日間前後でご指定の口座にお振込みします。

Q6：提出書類の「ハローワーク糸魚川に提出した雇用調整助成金申請書類一式の写し」とは、提出書類の全部か？

⇒書類の量が膨大で写しをとることが困難な場合は、提出書類のうち、「休業等実施計画（変更）届（様式第1号(1)）」と「(休業等)支給申請書（様式特第7号）」の写し（いずれもハローワーク糸魚川の受理印があるもの）のみで結構です。